

■8月30日付 告示・通達の改正等一覧

【1】完全キャッシュレスバスの運行を可能とするための改正等

【2】デジタル公示に関する省令改正を踏まえた改正等

		【1】完全キャッシュレス関連	【2】デジタル公示関連	添付資料
1	一般乗合旅客自動車運送事業 標準運送約款の一部改正	・完全キャッシュレスバスに関する規定 (運賃・料金の支払方法を指定する規定)の追加	・掲示規定の「表示」規定への改正 ・各種運賃・料金の掲示に関する規定の削除(※)	添付1
2	一般貸切旅客自動車運送事業 標準運送約款の一部改正		・各種運賃・料金の掲示に関する規定の削除(※)	
3	一般乗合旅客自動車運送事業者 による完全キャッシュレスバスの 運行に関する取扱い (ガイドライン通達)	・完全キャッシュレスバスの実証運行／本格運行 を想定した留意事項と、事業者が完全キャッシュ レスバスを運行する際の届出(報告)事項を規定		添付2
4	「旅客自動車運送事業運輸規則 の解釈及び運用について」 の一部改正		本年6月の運輸規則改正を受け、旅客自動車運送 事業者による公示方法に関する規定を追加	添付3

(※)上位法令である運輸規則(省令)において、運賃・料金に関する掲示規定が存在するため、下位法令(標準運送約款)における規定を削除

→標準運送約款より削除されたが、運輸規則に基づき、運賃・料金に関して引き続き公示していただく【添付4】